

令和6年度東京都スポーツ推進企業募集要項

1 東京都スポーツ推進企業認定制度の目的

従業員のスポーツ活動の促進に向けた取組や、スポーツ分野における社会貢献活動を実施している企業等を「東京都スポーツ推進企業」（以下「推進企業」といいます。）として認定し、広く都民に周知することで、企業におけるスポーツ活動を推進するとともに、スポーツに対する社会的気運の醸成を図り、健康増進や人とのつながりなど、スポーツの力を享受できる「スポーツフィールド・東京」を実現することを目的としています。

2 申請対象

都内に本社又は事業所が所在する企業、一般社団法人、公益社団法人、一般財団法人、公益財団法人、特定非営利活動法人等（以下「企業等」といいます。）

3 推進企業への申請について

従業員がスポーツを実施するように取り組む「スポーツの実践」や、スポーツ団体やアスリート、大会を支援する等の社会貢献活動に取り組む「スポーツの支援」を推進している場合に、申請できます。

(1) 申請取組例

ア 「スポーツの実践」

従業員が行うスポーツ活動の促進や助成などの取組

- ・朝の一斉体操の実施、運動クラブ活動への助成
- ・全社ウォーキングイベントの実施、社屋内の階段利用の推進
- ・スタンディングミーティングの実施
- ・社内研修での障害者スポーツ体験
- ・地元のスポーツイベントや企業対抗試合等への参加支援・助成
- ・雇用アスリートや企業スポーツの大会応援ツアーの実施
- ・通勤時、移動時の徒歩・自転車利用の推進
- ・その他、先進的な取組

イ 「スポーツの支援」

アスリートの雇用や大会協賛などスポーツ分野での支援の取組

- ・アスリートの雇用、引退後の継続雇用
- ・競技団体やスポーツ大会への協賛、備品提供や人的支援
- ・障害者スポーツの普及に関する取組
- ・自社スポーツ施設の地域開放
- ・地域スポーツクラブやスポーツ推進委員と連携した地域のスポーツ活動への支援
- ・その他、先進的な取組

(2) 推進企業への申請要件

ア 上記(1)の取組を、令和5年11月1日（前回の募集期間最終日の翌日）から令和6年10月31日（今回の募集期間最終日）までに実施していること。また、実施内容、導入手順及び取組方法等の公表が可能であること。

イ 労働関係法令等に関し重大な違反がないこと及びその他の法令上または社会通念上、認定するにふさわしくないと判断される問題等を起こしていないこと。

ウ ア及びイの規定にかかわらず、暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）及び代表者、役員、使用人その他の従業員若しくは構成員に暴力団員等（条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者がいる企業等ではないこと。

4 東京都スポーツ推進モデル企業の選定について

推進企業のうち、特に先進的で波及効果のある取組を実施している企業等を、東京都スポーツ推進モデル企業（以下「モデル企業」という。）として選定し、表彰いたします。

モデル企業の選定対象となるには、推進企業への申請の際に、希望の有無を御入力の上、5の申請フォームより申請してください。

また、令和5年度に認定された推進企業が、モデル企業の選定対象となることを希望する場合も、5の申請フォームにより申請してください。

5 申請方法等（推進企業・モデル企業）

下記のURLより申請フォームに入り、必要事項を入力して、「送信する」ボタンを押してください。

<https://www.sports-tokyo-info.metro.tokyo.lg.jp/company/>

なお、モデル企業の選定対象となることを希望する場合は、取組内容を裏付ける社内資料（報告書、社内報、研修資料、社内アンケート、写真等）の提出（アップロード）が必要となります。

※ 申請書類への押印は不要ですが、法人番号（国税庁の社会保障・税番号制度の法人番号）を入力してください。法人番号が無く、医療機関番号がある場合は医療機関番号を入力してください。法人番号・医療機関番号ともに入力しない場合は、企業等としての証明資料を提出してください。

6 募集期間

令和6年9月2日（月曜日）から同年10月31日（木曜日）まで

7 推進企業の認定に係る審査について

(1) 認定要件

審査は、以下の認定要件に基づき総合的に実施します。

ア 経営者をはじめ、企業等内全体で推進している取組であること。

イ 企業等内の取組が明確化されていること。

ウ 取組が企業等内に周知されており、取組実績があること。

エ 取組の実施内容、導入手順、運用方法等の公表が可能であること。

オ 取組の実施内容が、企業等の本来事業の内容ではないこと。

カ 労働関係法令等が遵守されていること。

(2) 審査手順

ア 推進企業について

東京都スポーツ推進企業認定制度事務局及び東京都担当部署にて申請内容の審査を行い、「令和6年度東京都スポーツ推進企業」として認定します。

イ モデル企業について

東京都が選任するモデル企業選定委員会が、上記アにおいてまたは令和5年度に推進企業の認定を受け、かつ、モデル企業への選定対象となることを希望する企業等について、取組内容を部門（「実践部門」「支援部門」）ごとに審査し、「令和6年度東京都スポーツ推進モデル企業」を選定します。

ウ 東京都スポーツ推進殿堂入り企業

モデル企業として累計5回選定された企業等を、「東京都スポーツ推進殿堂入り企業」として、認定します。殿堂入りした企業は、次年度以降、申請不要でモデル企業と同様の扱いとします。

※審査の経緯や内容は非公開とします。

(3) 審査に必要な資料請求等

ア 審査に当たって追加資料の提出やヒアリング等をお願いする場合があります。

イ 申請書類の記載内容が事実と異なっていることが判明した場合や、3(2)を満たさない場合、認定を取り消すことがあります。

8 推進企業等の認定有効期間、公表及び表彰等

(1) 認定の有効期間

令和6年度東京都スポーツ推進企業として認定された企業等は、認定有効期間を3年間とします。

(2) 公表

ア 令和6年度東京都スポーツ推進企業の企業名を東京都のホームページにおいて公表し（令和6年12月初旬予定）、認定証と認定マークを交付します。

イ 令和6年度東京都スポーツ推進モデル企業及び東京都スポーツ推進殿堂入り企業は、その取組内容を東京都のホームページにおいて公表します（令和7年2～3月公表予定）。

ウ 上記ア、イに際し、取組内容等の確認をさせていただく場合がありますので、御協力をお願いいたします。

(3) 東京都スポーツ推進モデル企業の表彰

令和6年度東京都スポーツ推進モデル企業及び東京都スポーツ推進殿堂入り企業の表彰は令和7年2月～3月頃に行う予定です。

9 その他

(1) 申請された入力内容等に含まれる個人情報の取扱いに当たっては、「個人情報の保護に関する法律」、「東京都個人情報の保護に関する条例」その他関係法令を遵守します。

(2) 申請された内容について、東京都スポーツ推進企業認定制度事務局あるいは、東京都職員が訪問等により確認させていただく場合があります。

(3) 認定後、東京都スポーツ推進企業認定制度に係るアンケート調査等を実施する場合がありますので、御協力ください。

(4) 認定の根拠となった取組並びに東京都スポーツ推進企業認定の事実について、積極的な情報発信をしていただけるよう、お願いいたします。

(5) 認定後、当該年度に認定したスポーツ推進企業の取組について、冊子「東京都スポーツ推進企業取組事例集」を作成し、また東京都のホームページ等でも公表予定ですので、その掲載に必要となる原稿作成等に御協力ください。

(6) 申請された内容等については、必要に応じて、スポーツ庁と共有する場合があります。

(7) 推進企業に認定されると、「スポーツインストラクター等派遣カタログ事業」を御利用いただけます。これは、推進企業からの申請に基づき、推進企業が実施するスポーツイベント等に対し、インストラクター等を派遣させていただく事業です。

10 問合せ先

<申請に関する問合せ>

令和6年度東京都スポーツ推進企業認定制度事務局
(株式会社 コスモピア 内)

電話：03-5213-4194

メール：sports_tokyo@cosmopia.jp

<事業に関する問合せ>

東京都生活文化スポーツ局スポーツ総合推進部

スポーツ課地域スポーツ担当

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

電話：03-5320-7847（直通）

メール：S1120717@section.metro.tokyo.jp